

橋本市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年6月

橋本市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状.....	3
2. 目標.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 橋本市教育委員会は、「第3期 橋本市教育大綱」に掲げられた 子ども一人ひとりの多様な学びを保障し学び続ける学校文化の創造と、「新しい学校づくり推進計画」が示す学校現場の質の向上と持続可能な学校運営体制の構築を実現するため、教育職員の業務量を適正に管理し、健康確保措置を体系的に講じる計画を策定する。
- 本計画は、教育職員が健康で意欲的に教育活動に従事できるようにすることにより、教育の質の向上と子どもたちへのより良い教育実践につなげることを目的とする。また、文部科学省指針に基づき、業務量の適切な管理及び健康確保措置を総合的に講ずる計画として位置付ける。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「橋本市公立小中学校管理規則」において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する指針に基づき業務量の適切な管理を講ずると定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- これまでにも、教職員の出退勤管理システムを導入して勤務状況の見える化を進め、勤務時間管理の徹底を図ってきた。また、校務支援システム、特別支援教育に係る支援システム、保護者一斉連絡ツールや欠席連絡ツールの導入やICT支援員や私費による支援員の配置、学校徴収金の一部公会計化等を図ることによって、業務の効率化や適正化を進めながら、様々な取組を実施した。さらに、青少年健全育成会や共育コミュニティをはじめ、地域人材の力を活用することで教育活動の充実や学校支援に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月 36 時間	28%	2%
中学校	月 30 時間	13%	0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で28%と多くなっている。授業準備、事務処理や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、一層の業務の効率化、環境整備の一層の充実等を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
 - ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする【11日(令和6年)】
 - ・ 年次有給休暇の取得促進、夏季・冬季の学校閉庁日設定による休暇の連続取得を推進する。
 - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
 - (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - イ. 学校以外が担うべき業務
 - 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。
 - ・ 青少年健全育成会や共育コミュニティなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や橋本市青少年補導員会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 橋本市学校警察教育支援センター連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 学校徴収金の徴収・管理について、公会計化やシステム導入に向けて関係部局と調査研究を進める。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、各地区にコーディネータを配置し、コーディネータが中心となって行う。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備についての庁内及び弁護士会とも連携して調査研究を進める。
 - ・ 教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制についての調査研究を進める。
- ロ．教師以外が積極的に参画すべき業務
- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 電子申請システム、児童保護者連絡システム、校務支援システムを活用により、調査回答に係る事務負担を軽減について更なる調査研究を行う。
- ICT 機器・ネットワーク設備・ウェブサイトの管理の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）
 - ・ 委託業者によるサポートデスクを設置し、教育委員会とも連携を図りながら、日常的な保守管理を行う体制を構築する。
 - ・ ICT 支援員によるトラブルの一時対応を進める。
 - ・ 学校が行う場合は事務職員や ICT 支援員の活用を推進する。
- 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・ 教室等の戸締りや見回り、校舎の開錠・施錠は校務員等を含めた全職員で役割分担し、一部職員への負担集中を防ぐ。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 令和9年度中に一部の部活動について休日の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き、部活動指導員の配置拡充等を進める。
- ハ．教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・ 食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

- ・ 給食時の児童生徒見守りについて、学級担任のみならず非常勤職員及び教員業務支援員を含む職員全体で実施し、負担軽減を図る。
- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ ICT教材の共有化や教員業務支援員との協力体制強化により授業準備負担を軽減する。
 - ・ 指導者用デジタル教科書の整備を進め、授業準備の負担軽減を推進する。
 - ・ 採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減するため、CBTの導入・利用促進を進めるとともに、市長部局とも連携して自動採点技術等の導入に向けた調査研究を行う。
 - ・ 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフの支援を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの協働を促進する。専門スタッフとの協働等を促進、校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、特別支援教育支援員等を配置し、教育職員に対する支援の充実を図る。
 - ・ 橋本市教育支援センターによるアウトリーチ支援の充実に向けた準備を進める。
 - ・ 不登校児童生徒への対応を支援するため、校内教育支援センターの開設に向けた準備を進める。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・ 週当たりの時間数の設定や夏季休業の期間などを含め、適切な授業時数になるよう調査研究を行う。
- ・ 標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の整備について市長部局とも連携して調査研究を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施できるよう調査研究を進める。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの100%実施できるよう、調査研究を進める。
- ・ 教職員全員を対象とした心身の健康問題・ハラスメント・カスタマーハラスメントについての外部相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 本年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に1日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、橋本市のHPで公表することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握できるよう環境整備を進める。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。